

令和6年度企業間取引における価格協議・価格転嫁の実態調査

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度企業間取引における価格協議・価格転嫁の実態調査業務（以下「本業務」という。）

2 委託業務の目的

物価高騰や労務費の上昇が続く中、企業間取引における価格協議や価格転嫁の実態を把握し、企業間の適正取引を推進して、価格転嫁しやすい環境整備のための基礎資料とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年11月15日まで

4 委託業務の内容

県内企業を対象とした企業間取引における価格協議・価格転嫁の実態に関するアンケート調査、集計、報告書の作成業務

(1) 調査対象及びサンプル数

ア 調査対象

- ・建設業、製造業、運輸業、卸・小売業、情報サービス業、サービス業から抽出
- ・業種ごとに発注元から5次下請程度までの各階層に位置する企業で回答に偏りが生じないように、本県と協議の上、調査を実施

イ サンプル数

3,000社

(2) アンケート調査内容

別紙のとおり

(3) アンケート調査の実施方法

- ・受託者は、郵送により、アンケート調査票を調査対象に送付（調査票発送は9月中）
- ・回答者は広島県コンテンツマネジメントシステム（以下「マネジメントシステム」という。）により回答（Web回答）

※調査票にWeb回答用のURLと二次元バーコードを記載

(4) 調査結果の集計

- ・受託者に対し、広島県からマネジメントシステムにより回答を得たローデータを提供する。
- ・調査結果は、業種ごとに集計すること。
- ・Q2-2及びQ2-6①～④は、業種ごとに発注元から5次下請程度までの各階層別で集計すること。

(5) 報告書の作成

報告書の内容は調査項目の集計結果で、分析は不要

5 実施スケジュール（予定）

以下のスケジュールを基本として、県と調整して決定する。

| | |
|-------------|----------|
| 8月下旬 | 調査委託契約締結 |
| 9月中旬から10月中旬 | 調査実施 |
| 11月中旬 | 調査結果集計完了 |

6 留意事項

- (1) 業務受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 業務受託者は、企業間取引の取引構造及び日本標準産業分類に準拠した分類の企業情報を有していること。
- (3) 本業務を実施するために必要な体制を構築し、責任者、副責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲について明らかにすること。
- (4) 受託者の総括責任者は、価格転嫁に関するデータ分析・評価、調査・研究等に関して、十分な見識と業務実績や勤務実績がある者とし、本業務について、本県との協議や本県への助言、提案、支援等に応じるものとする。
- (5) 委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、予め県の承諾を得ること。
 - ア 再委託する業務の範囲
 - イ 再委託の合理性および必要性
 - ウ 再委託先の業務履行能力
 - エ 再委託業務の運営管理方法
- (6) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容について変更の必要が生じた場合、業務受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、業務受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (7) 業務受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (8) 業務受託者は、業務の実施において知り得た県及び関係機関の機密情報及び業務運営上取り扱う個人情報について、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理すること。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (9) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。

7 成果品

(1) 納品物

成果品は、電子データ及び紙媒体（1部）で提出すること。

なお、本県において追加の分析を実施できる状態で提出すること。

(2) 納品期日 (予定)

令和6年11月15日

(3) 納入場所と帰属

成果品の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム中小・ベンチャー企業支援担当（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とし、成果品の著作権は全て広島県に帰属する。